

第一号書式（大ニ閣令一・追加、大八閣令九・昭三総庁令一・一部改正）

申牒書

位 勲功氏名

一 裁判確定
年月日

調査事項	勲章、年金、記章又ハ 褒章ノ種類									
	勲記、年金証書、記章証 状、褒章証状、外国勲章 佩用免許証又ハ外国記章 佩用免許証ノ番号	授賜又ハ佩用免許ノ年月 日	授賜又ハ佩用免許當時ノ 官職	授賜又ハ佩用免許當時ノ 所属庁又ハ部隊	授賜又ハ佩用免許當時ノ 氏名	明治三十七八年戦役ニ関 スルモノハ発表官報年月 日及頁数				

右勲章褒章令施行細則第一条第一項（第四項）ノ規定ニ依リ及申
牒候也

年 月 日

官 職 氏 名 印

賞勲局総裁

備 考

勲章、年金、記章又ハ褒章ノ種類ノ項ニハ左ノ順序ニ依リ記

載スヘシ

一 勲章

二 勲章年金

三 記章

四 褒章

五 外国勲章

六 外国記章

勲記、年金証書、記章証状、褒章証状、外国勲章佩用免許証
又ハ外国記章佩用免許証ノ番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査
事項ヲ記載スルコトヲ要セス